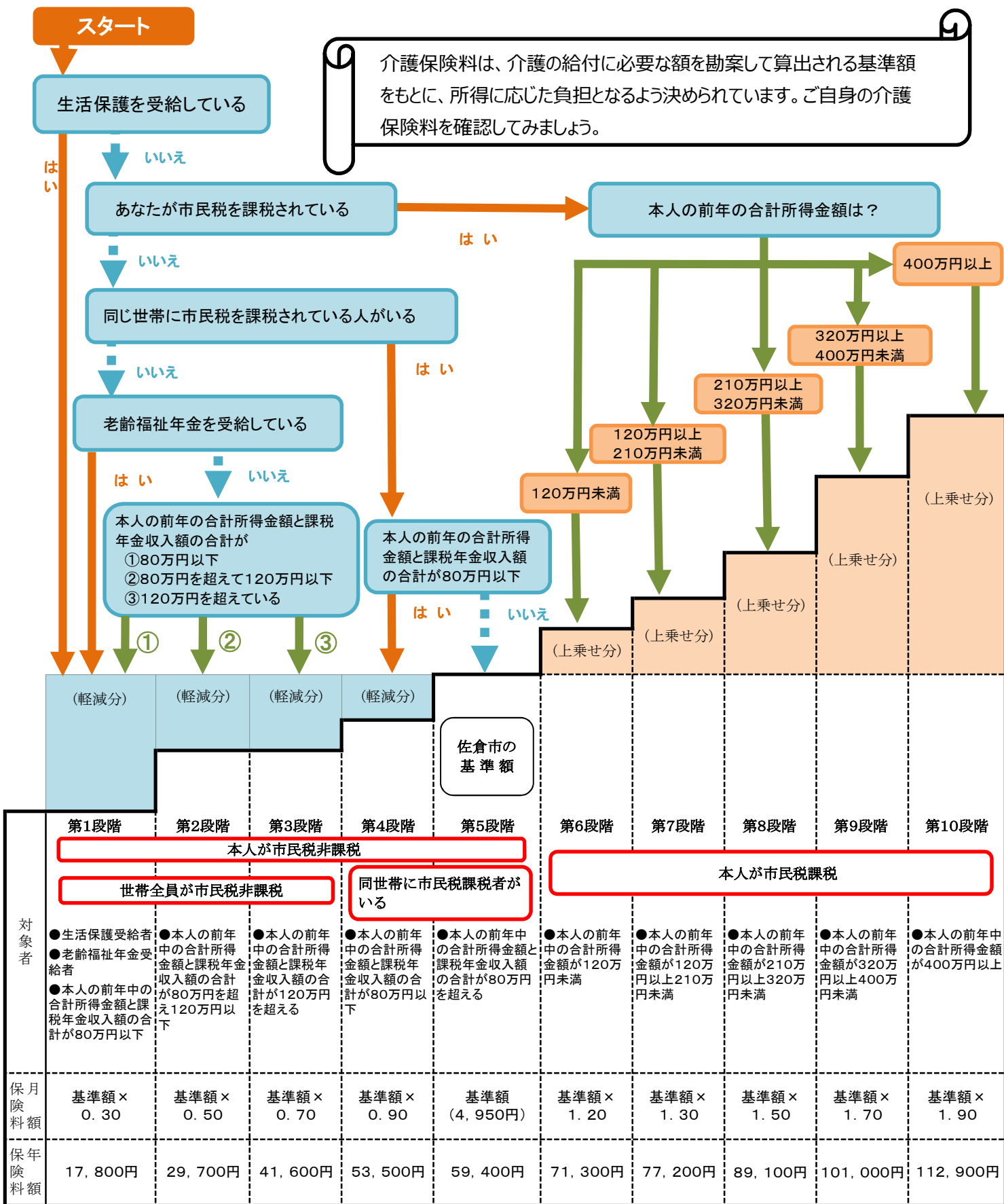


令和3～5年度 佐倉市介護保険料



・課税年金収入額…障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金収入額です。
 ・合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、基礎控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 ・第1段階～第3段階の年額保険料は、保険料軽減強化により引き下げられています。(第1所得段階は、29,700円から17,800円に、第2所得段階は44,500円から29,700円に、第3所得段階は44,500円から41,600円にそれぞれ引き下げられています。)